

令和5年第1回苫小牧市選挙管理委員会議案

日時 令和5年1月12日（木）午前9時

場所 苫小牧市選挙管理委員会委員室

1 会議録署名委員の指名について

2 議案

議案第1号 選挙人名簿の登録抹消について

議案第2号 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

議案第3号 在外選挙人名簿の登録抹消について

議案第4号 個人演説会等の施設使用の費用額等の承認について

議案第5号 第20回統一地方選挙におけるポスター掲示場の総数減少
協議について

3 協議

協議第1号 第20回統一地方選挙における執行計画及び主要事務の日程について

4 その他

2 議案

議案第1号

選挙人名簿の登録抹消について

- 1 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和4年12月31日以前に死亡したので、公職選挙法第28条第1号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市  外 240人

- 2 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和4年8月31日以前に転出し、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したので、公職選挙法第28条第2号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市  外 289人

- 3 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和4年12月31日以前に在外選挙人名簿への登録の移転をしたので、公職選挙法第28条第3号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

- 4 選挙人名簿に登録されている次の者は、登録されるべきでなかったので、公職選挙法第28条第4号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

令和5年1月12日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

別冊「選挙人名簿登録抹消者名簿」のとおり

令和5年1月4日現在 選挙人名簿登録抹消者数調 (投票区別)

投票区	投票所名	第1号死亡者		第2号転出者		第3号移動者及び第4号誤載者		当月抹消者の計		市内転居		選挙人名簿登録者数				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計		
1	市立若草中学校	1	2	3	3	4	4	4	3	7	1	2	1,426	3,046		
2	市立若草小学校	2	2	4	2	2	4	4	4	8	2	1	887	1,901		
3	新中野総合福祉会館	3	0	3	5	6	11	8	6	14	-5	-9	2,151	4,075		
4	文化交流センター	4	5	9	5	4	9	9	9	18	-3	-2	1,460	2,913		
5	市立若草小学校	2	4	6	3	6	9	5	10	15	0	-2	1,679	3,650		
6	市立大成小学校	3	2	5	5	4	9	8	6	14	-2	-5	1,088	2,417		
7	西町総合福祉会館	4	5	9	1	3	4	5	8	13	0	7	1,162	2,937		
8	市立北光小学校	2	1	3	2	0	2	4	1	5	-1	-1	1,658	3,573		
9	市立啓北中学校	7	2	9	2	4	6	9	6	15	0	2	1,673	3,630		
10	見山町総合福祉会館	1	4	5	1	0	1	2	4	6	0	2	988	2,229		
11	第八区総合福祉センター	0	2	2	7	7	14	7	9	16	-3	-6	1,747	3,492		
12	市立清水小学校	2	3	5	3	0	3	5	3	8	-3	-1	954	1,927		
13	市立和光中学校	3	5	8	7	3	10	10	8	18	0	0	1,776	3,537		
14	市立緑小学校	5	6	11	4	3	7	9	9	18	-7	2	2,505	5,264		
15	住吉コミュニティセンター	6	2	8	1	0	1	7	2	9	2	4	1,172	2,660		
16	市立美園小学校	3	3	6	1	2	3	4	5	9	-9	-8	1,946	3,761		
17	新明町総合福祉会館	0	1	1	1	4	5	1	5	6	-2	0	969	1,861		
18	若小牧地域職業訓練センター	2	3	5	11	10	21	13	13	26	-2	-5	2,495	4,821		
19	市立明野中学校	2	4	6	4	4	8	6	8	14	0	3	1,905	3,936		
20	市立光洋中学校	5	4	9	4	1	5	9	5	14	4	0	801	1,646		
21	市立糸井小学校	6	3	9	6	2	8	12	5	17	4	-3	2,043	4,074		
22	市立北星小学校	2	1	3	3	4	7	5	5	10	5	0	1,466	3,118		
23	市立豊川小学校	1	3	4	2	5	7	3	8	11	-1	0	1,028	2,252		
24	市立啓北中学校山なみ分校	3	6	9	1	2	3	4	8	12	2	3	1,915	3,964		
25	しらかば総合福祉会館	3	2	5	3	2	5	6	4	10	5	2	1,700	3,743		
26	市立日新小学校	1	4	5	3	5	8	4	9	13	-3	-3	2,260	4,792		
27	柏木町内会館	9	4	13	1	0	1	10	4	14	4	2	2,463	5,236		
28	市立泉野小学校	0	3	3	2	3	5	2	6	8	2	-2	1,754	3,698		
29	市立澄川小学校	2	3	5	3	5	8	5	8	13	1	4	2,731	5,863		
30	とさわ町総合福祉会館	4	7	11	3	2	5	7	9	16	2	-3	1,587	3,356		
31	市立錦岡小学校	4	1	5	8	3	11	12	4	16	-4	-2	1,787	3,644		
32	のぞみコミュニティセンター	7	3	10	7	3	10	14	6	20	-1	4	2,423	5,026		
33	北海道若小牧支庁学校	3	7	10	1	4	5	4	11	15	1	1	1,438	3,175		
34	樽前交流センター	1	4	5	0	1	1	1	5	6	1	3	210	465		
35	沼ノ端コミュニティセンター	2	1	3	5	7	12	7	8	15	2	-7	1,819	3,460		
36	市立沼ノ端小学校	3	2	5	6	5	11	9	7	16	10	10	1,843	3,697		
37	市立拓勇小学校	0	3	3	17	9	26	17	12	29	6	2	5,330	10,108		
38	市立ウツナイ小学校	6	1	7	13	8	21	19	9	28	-1	7	3,721	7,357		
39	勇払公民館	0	4	4	0	1	1	0	5	5	-3	0	736	1,511		
40	植苗ファミリーセンター	3	2	5	0	1	1	3	3	6	-4	-1	579	1,198		
合	計	117	124	241	156	136	292	0	273	260	0	0	69,275	143,013		
													前回12月1日現在選挙人名簿登録者数	69,548	73,998	143,546

議案第 2 号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

苫小牧市選挙事務取扱規程第 11 条第 5 項の規定により、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間における選挙人名簿抄本の閲覧状況について、次のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 12 日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

選挙人名簿抄本の閲覧状況 別紙のとおり

(別紙)

令和4年 選挙人名簿抄本の閲覧状況

	閲覧年月日	閲覧申出者の氏名 (国等の機関はその名称、法人はその名称及び代表者又は管理人の氏名)	主たる事務所の所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1	令和4年 2月7日	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 総務省統計局統計調査部 消費統計課長 山形 成彦	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	川谷町1丁目 50人
2	令和4年 5月20日	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 総務省統計局統計調査部 消費統計課長 山形 成彦	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	はまなす町1丁目 50人
3	令和4年 7月25日	株式会社サイバーリサーチセンター 代表取締役社長 藤澤 士朗 (委託者) 株式会社 毎日新聞社 東京本社 編集編成局長 斉藤 信宏	東京都荒川区西日暮里 2-40-10	全国の有権者を対象に実施する時事問題調査「日本の世論2022」の対象者抽出のため	第6投票区 11人
4	令和4年 9月7日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	東京都港区東新橋 1丁目7番1号	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者抽出のため	第9、25及び38投票区 各12人 計36人
5	令和4年 9月26日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介	東京都中央区築地 5-3-2	世論調査の対象となる有権者を選ぶため。政治や選挙などに関する有識者の意識を客観的に測定、分析して報道し、もって公選法第一条に定めるところの民主政治の健全な発達を期する。	第2及び26投票区 各10人 計20人
6	令和4年 10月20日	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 (委託者) 総務省統計局統計調査部 消費統計課長 田村 彰浩	東京都渋谷区恵比寿 1丁目19番15号	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	錦町1～2丁目及び栄町3丁目 50人 ウトナイ北6・11丁目 50人 計100人
7	令和4年 11月9日	北海道新聞HottMedia 代表取締役社長 地田 哲哉 (委託者) 北海道新聞社 編集局長 大住 清典	北海道札幌市中央区 大通西3丁目6番地	政治・選挙に関する道民世論調査の対象者抽出のため	第13、24及び36投票区 各10人 計30人

議案第3号

在外選挙人名簿の登録抹消について

在外選挙人名簿に登録されている者を、公職選挙法第30条の11第2号の規定により、その登録を下記のとおり抹消する。

令和5年1月12日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

記

登録抹消する者

最終住所	経由領事官の名称	氏名	生年月日	抹消理由
苫小牧市 [REDACTED]	在ロサンゼルス日本国総領事館	[REDACTED]	昭和[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4箇月を経過

令和4年12月1日現在の登録者総数 (A)			今回登録された者の数 (B)			今回抹消された者の数 (C)			令和5年1月12日現在の登録者総数 ((A) + (B) - (C) = (D))		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
13	17	30人	0	0	0人	1	0	1人	12	17	29人

議案第4号

個人演説会等の施設使用の費用額等の承認について

下記の個人演説会等の施設の管理者から申請のあった個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用の額を、公職選挙法施行令第121条の規定により承認する。

令和5年1月12日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖 孝

記

施設の名称	施設管理者	施設使用の費用額等
北海道苫小牧支援学校	学校長 小笠原 正樹	別紙のとおり

個人演説会等の施設使用の費用額等申請書

令和 4 年 12 月 16 日

苫小牧市選挙管理委員会委員長 様

個人演説会等施設管理者

北海道苫小牧支援学校長 小笠原 正 様



個人演説会等の施設使用の費用額等の承認を得たいので、苫小牧市選挙事務取扱規程（平成 3 年苫小牧市選挙管理委員会告示第 7 号）第 124 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施設の名 称	使用屋室の種別	聴衆席の面積	費 用 額		施 設 の 種 類 、 程 度								
					演 説 会 場						演説者控 室		そ の 他
			昼 間	夜 間	照 明	演 壇	聴 衆 席	拡 声 機	時 計	そ の 他	照 明	そ の 他	
北海道苫小牧支援学校	体育館	742 m ²	9,563 円 (11月:27,319円)	26,011 円	常設 電灯	演壇 1	椅子 80脚	1	1		常設 電灯		

備考

- 1 使用屋室の種別欄には、講堂、教室等と記載すること。
- 2 照明欄には、常設電灯、W光〇〇灯等と記載すること。
- 3 演壇欄には、固定演壇 1、椅子〇〇脚等と記載すること。
- 4 聴衆席欄には、卓子〇〇脚、椅子〇〇脚、ござ〇〇枚等と記載すること。
- 5 拡声機及び時計欄には、数を記載すること。
- 6 演説者控室欄のその他には、机〇〇卓、椅子〇〇脚等と記載すること。
- 7 その他欄には、作業員の数その他施設の使用に関する事項を記載すること。



議案第 5 号

北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙に係るポスター掲示場の総数
減少協議について

令和 5 年 4 月 9 日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における
ポスター掲示場の総数減少協議について、公職選挙法第 1 4 4 条の 2 第 2 項た
だし書(北海道議会議員選挙の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条
例第 2 条)の規定により下記のとおりとする。

令和 5 年 1 月 1 2 日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

記

- 1 ポスター掲示場設置箇所数 別紙のとおり
- 2 ポスター掲示場の総数減少協議書(案) 別紙のとおり

投票区	投票所名	投票区 の面積 (k㎡)	選挙人名簿 登録者数 令和4年12月1日現在	ポスター 掲示場の数	法第144条の 2第2項ただし書 及び第9項ただし 書による数	政令設置基 準による数
第1	市立苫小牧東中学校	1.54	3,051	7	7	7
第2	市立若草小学校	0.73	1,906	5	5	7
第3	新中野総合福祉会館	6.98	4,103	7	7	8
第4	文化交流センター	1.37	2,936	7	7	7
第5	市立苫小牧西小学校	1.49	3,667	7	7	7
第6	市立大成小学校	0.58	2,438	5	5	7
第7	西町総合福祉会館	0.37	2,943	4	4	7
第8	市立北光小学校	10.89	3,580	8	8	9
第9	市立啓北中学校	0.79	3,643	5	5	7
第10	見山町総合福祉会館	0.56	2,233	5	5	7
第11	第八区総合福祉センター	1.40	3,517	5	5	7
第12	市立清水小学校	3.08	1,939	5	5	7
第13	市立和光中学校	0.70	3,555	5	5	7
第14	市立緑小学校	1.12	5,287	8	8	8
第15	住吉コミュニティセンター	4.51	2,663	7	7	8
第16	市立美園小学校	128.05	3,787	6	6	9
第17	新明町総合福祉会館	3.22	1,869	6	6	7
第18	苫小牧地域職業訓練センター	3.14	4,854	7	7	7
第19	市立明野中学校	0.95	3,947	4	4	7
第20	市立光洋中学校	0.76	1,656	5	5	7
第21	市立糸井小学校	1.75	4,090	7	7	7
第22	市立北星小学校	0.70	3,123	5	5	7
第23	市立豊川小学校	2.47	2,264	4	4	7
第24	市立啓北中学校山なみ分校	2.24	3,971	7	7	7
第25	しらかば総合福祉会館	1.00	3,746	6	6	7
第26	市立日新小学校	9.85	4,811	9	9	9
第27	柏木町町内会館	10.67	5,244	8	8	9
第28	市立泉野小学校	0.77	3,706	5	5	7
第29	市立澄川小学校	1.15	5,871	8	8	8
第30	ときわ町総合福祉会館	0.80	3,373	5	5	7
第31	市立錦岡小学校	12.12	3,666	8	8	9
第32	のぞみコミュニティセンター	43.97	5,043	9	9	9
第33	北海道苫小牧支援学校	1.07	3,188	7	7	7
第34	樽前交流センター	82.82	467	4	4	8
第35	沼ノ端コミュニティセンター	2.79	3,480	7	7	7
第36	市立沼ノ端小学校	61.35	3,693	8	8	9
第37	市立拓勇小学校	2.83	10,129	9	9	9
第38	市立ウトナイ小学校	3.45	7,379	7	7	8
第39	勇払公民館	43.48	1,519	8	8	9
第40	植苗ファミリーセンター	104.10	1,209	4	4	9
合	計	561.61	143,546	253	253	306

(参考) 公職選挙法施行令第111条第1項の規定によるポスター掲示場の数

選挙人名簿登録者数	投票区ごとの面積	ポスター掲示場の数
1千人未満	2平方キロメートル未満	5箇所
	2平方キロメートル以上4平方キロメートル未満	6箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	7箇所
	8平方キロメートル以上	8箇所
1千人以上5千人未満	4平方キロメートル未満	7箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	8箇所
	8平方キロメートル以上	9箇所
5千人以上1万人未満	4平方キロメートル未満	8箇所
	4平方キロメートル以上	9箇所
1万人以上	4平方キロメートル未満	9箇所
	4平方キロメートル以上	10箇所

北海道選挙管理委員会委員長 様

苦小牧市選挙管理委員会
委員長 小松 靖孝

ポスター掲示場の総数減少協議書

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の北海道知事選挙において、次のとおりポスター掲示場の総数を減少したいので、公職選挙法第 144 条の 2 第 2 項ただし書（北海道議会議員選挙の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第 2 条）の規定により協議します。

記

(総括表)

政令基準掲示場 設置総数	減少する 掲示場数(イ)	減少後の掲示場 設置総数	減少する理由
306	53	253	<p>①投票区域が狭小であり、また居住区域が密集し、掲示場所が近接しているところから減じても効果が損なわれない。</p> <p>(関係投票区 22)</p> <p>第 2 投票区、第 3 投票区、 第 6 投票区、第 7 投票区、 第 8 投票区、第 9 投票区、 第 10 投票区、第 11 投票区、 第 12 投票区、第 13 投票区、 第 15 投票区、第 17 投票区、 第 19 投票区、第 20 投票区、 第 22 投票区、第 23 投票区、 第 25 投票区、第 27 投票区、 第 28 投票区、第 30 投票区、 第 36 投票区、第 38 投票区</p>

		<p>②投票区の面積は広大だが山間部を含み、また、居住区域も限定されており、掲示場付近には居住者がいないため、設置の効用が十分発揮できない。</p> <p>(関係投票区 3)</p> <p>第 31 投票区、第 34 投票区、第 39 投票区</p> <p>③投票区の面積は広大だが、山間部を含み、また、居住区域も限定されており、近接地には掲示場もあるため減じても効果が損なわれない。</p> <p>(関係投票区 2)</p> <p>第 16 投票区、第 40 投票区</p>
--	--	--

(関係投票区別内訳)

関係投票区	選挙人名簿 登録者数	面 積 (k m ²)	政令の規定 による数	設置数	増減内訳	
					増 (口)	減 (ハ)
第 2 投票区	1,906	0.73	7	5		2
第 3 投票区	4,103	6.98	8	7		1
第 6 投票区	2,438	0.58	7	5		2
第 7 投票区	2,943	0.37	7	4		3
第 8 投票区	3,580	10.89	9	8		1
第 9 投票区	3,643	0.79	7	5		2
第 10 投票区	2,233	0.56	7	5		2
第 11 投票区	3,517	1.40	7	5		2
第 12 投票区	1,939	3.08	7	5		2
第 13 投票区	3,555	0.70	7	5		2
第 15 投票区	2,663	4.51	8	7		1
第 16 投票区	3,787	128.05	9	6		3
第 17 投票区	1,869	3.22	7	6		1
第 19 投票区	3,947	0.95	7	4		3
第 20 投票区	1,656	0.76	7	5		2
第 22 投票区	3,123	0.70	7	5		2
第 23 投票区	2,264	2.47	7	4		3
第 25 投票区	3,746	1.00	7	6		1
第 27 投票区	5,244	10.67	9	8		1
第 28 投票区	3,706	0.77	7	5		2
第 30 投票区	3,373	0.80	7	5		2
第 31 投票区	3,666	12.12	9	8		1
第 34 投票区	467	82.82	8	4		4
第 36 投票区	3,693	61.35	9	8		1
第 38 投票区	7,379	3.45	8	7		1
第 39 投票区	1,519	43.48	9	8		1
第 40 投票区	1,209	104.10	9	4		5
計			207	154		53

備考

- 1 総括表の(イ)欄の数に関係のあるすべての投票区について記載すること。
(イ) = (ハ) - (ロ)
- 2 設置数を減じようとする投票区については、町名又は字名並びに道路、居住状況及び設置予定箇所等を表示した図面(略図でも差し支えない。)を添付すること。

北海道選挙管理委員会委員長 様

苦小牧市選挙管理委員会
委員長 小松 靖孝

ポスター掲示場の総数減少協議書

令和5年4月9日執行予定の北海道議会議員選挙において、次のとおりポスター掲示場の総数を減少したいので、公職選挙法第144条の2第2項ただし書（北海道議会議員選挙の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条）の規定により協議します。

記

（総括表）

政令基準掲示場 設置総数	減少する 掲示場数(イ)	減少後の掲示場 設置総数	減少する理由
306	53	253	<p>①投票区域が狭小であり、また居住区域が密集し、掲示場所が近接しているところから減じても効果が損なわれない。</p> <p>（関係投票区 22） 第2投票区、第3投票区、 第6投票区、第7投票区、 第8投票区、第9投票区、 第10投票区、第11投票区、 第12投票区、第13投票区、 第15投票区、第17投票区、 第19投票区、第20投票区、 第22投票区、第23投票区、 第25投票区、第27投票区、 第28投票区、第30投票区、 第36投票区、第38投票区</p>

		<p>②投票区の面積は広大だが山間部を含み、また、居住区域も限定されており、掲示場付近には居住者がいないため、設置の効用が十分発揮できない。</p> <p>(関係投票区 3)</p> <p>第 31 投票区、第 34 投票区、第 39 投票区</p> <p>③投票区の面積は広大だが、山間部を含み、また、居住区域も限定されており、近接地には掲示場もあるため減じても効果が損なわれない。</p> <p>(関係投票区 2)</p> <p>第 16 投票区、第 40 投票区</p>
--	--	--

(関係投票区別内訳)

関係投票区	選挙人名簿 登録者数	面 積 (k m ²)	政令の規定 による数	設置数	増減内訳	
					増 (口)	減 (ハ)
第 2 投票区	1,906	0.73	7	5		2
第 3 投票区	4,103	6.98	8	7		1
第 6 投票区	2,438	0.58	7	5		2
第 7 投票区	2,943	0.37	7	4		3
第 8 投票区	3,580	10.89	9	8		1
第 9 投票区	3,643	0.79	7	5		2
第 10 投票区	2,233	0.56	7	5		2
第 11 投票区	3,517	1.40	7	5		2
第 12 投票区	1,939	3.08	7	5		2
第 13 投票区	3,555	0.70	7	5		2
第 15 投票区	2,663	4.51	8	7		1
第 16 投票区	3,787	128.05	9	6		3
第 17 投票区	1,869	3.22	7	6		1
第 19 投票区	3,947	0.95	7	4		3
第 20 投票区	1,656	0.76	7	5		2
第 22 投票区	3,123	0.70	7	5		2
第 23 投票区	2,264	2.47	7	4		3
第 25 投票区	3,746	1.00	7	6		1
第 27 投票区	5,244	10.67	9	8		1
第 28 投票区	3,706	0.77	7	5		2
第 30 投票区	3,373	0.80	7	5		2
第 31 投票区	3,666	12.12	9	8		1
第 34 投票区	467	82.82	8	4		4
第 36 投票区	3,693	61.35	9	8		1
第 38 投票区	7,379	3.45	8	7		1
第 39 投票区	1,519	43.48	9	8		1
第 40 投票区	1,209	104.10	9	4		5
計			207	154		53

備考

- 1 総括表の(イ)欄の数に関係のあるすべての投票区について記載すること。
((イ) = (ハ) - (ロ))
- 2 設置数を減じようとする投票区については、町名又は字名並びに道路、居住状況及び設置予定箇所等を表示した図面(略図でも差し支えない。)を添付すること。

3 協議

協議第1号

第20回統一地方選挙における執行計画及び主要事務の日程について

第20回統一地方選挙における執行計画（案）及び主要事務の日程（案）を別紙のとおり策定したので協議する。

令和5年1月12日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

記

北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙 執行計画（案）

- 1 告示日 知事選挙 令和5年3月23日（木）
道議選挙 令和5年3月31日（金）
- 2 投票日 令和5年4月9日（日）
 - (1) 当日投票所 40箇所（小中学校23・町内会館8・その他9）
 - (2) 投票時間 午前7時から午後8時まで
- 3 開票日 令和5年4月9日（日）「即日開票」（道議選挙は選挙会）
 - (1) 開票所 苫小牧市総合体育館主競技場
 - (2) 開票開始 午後9時
- 4 選挙の種類
 - (1) 北海道知事選挙
 - (2) 北海道議会議員選挙
- 5 選挙権（下記の要件を満たす者）
 - (1) 日本国民で、年齢満18歳以上の者
 - (2) 本市に住所を有する者
 - (3) 本市の住民票が作成された日（転入届出をした者については転入届の日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に登録されている者
 - (4) 欠格事項（禁固以上の受刑者等）等に該当しない者

6 選挙人名簿

(1) 選挙時登録の要件等

種別	基準	北海道知事選挙	北海道議会議員選挙
年齢	選挙期日	平成17年4月10日以前に生まれた者	
住所	告示日の前日	令和4年12月22日以前に転入届出をした者	令和4年12月30日以前に転入届出をした者

(2) 抹消される者

種別	基準	北海道知事選挙	北海道議会議員選挙
住所	選挙期日	令和4年12月8日以前に転出した者	

※令和4年12月9日以後に本市から転出した者で引き続き道内の他市町村に住所を有する者は、投票資格がある。ただし、市区町村長の発行する「引き続き居住している旨の証明書」を提示する従前の方法か、「住民基本台帳ネットワークシステム」を利用し、引き続き道内に住所を有することの確認を受けることが必要（本市の選挙人名簿に登録されている者に限る）。

7 期日前投票及び不在者投票

(1) 期日前及び不在者投票所

投票所	設置期間	実施時間
市役所2階談話室	3月24日(金)～4月8日(土) ※道議は4月1日(土)から	午前8時30分～ 午後8時
のぞみコミュニティセンター 講習室	4月1日(土)～4月8日(土)	午前9時～午後8時
沼ノ端交流センター ミーティングルーム4		
豊川コミュニティセンター 集会室		
勇払出張所 会議室		
イオンモール苫小牧 2階臨時期日前投票所		

(2) 不在者投票指定施設

ア 指定施設 45施設(病院22・老人ホーム等20・身障施設2・刑事施設1)

イ 不在者投票指定施設説明会

日時 令和5年3月20日(月) 午後2時

場所 苫小牧市労働福祉センター 多目的ホール

8 投票所入場券 令和5年3月15日(水)発送(約100,000枚)

9 ポスター掲示場

(1) 設置数 253箇所

令和4年12月1日の定時登録における各投票区有権者数及び各投票区の面積で積算。(令和4年7月執行参院選と同数)

(2) 区画数

ア 知事選 区画(未定)

イ 道議選 区画(未定)

10 選挙公報

(1) 配布方法 業者委託により行う。

(2) 配布対象 選挙人名簿に登録された者の属する世帯
(市内全世帯の約90,000世帯に配布の予定)

(3) 委託期間 4月3日～4月7日
(道の配布日程により変更が生じる。法定配布期限は4月7日まで)

11 広報とまこまいによる啓発 3月号及び4月号に掲載予定

- 12 投開票事務従事者数
- (1) 投票事務 約450人（投票管理者40人、投票立会人161人を除く。）
 - (2) 開票事務 約200人
- 13 立候補予定者説明会（道議）
- (1) 日時 令和5年2月27日（月） 午後1時30分
 - (2) 場所 市民活動センター 多目的ホール
- 14 立候補届関係書類事前審査（道議）
- (1) 日時 令和5年3月18日（土） 午前9時
 - (2) 場所 市役所9階委員会室
- 15 立候補届出受付（道議）
- (1) 日時 令和5年3月31日（金）午前8時30分～午後5時
 - (2) 場所 市役所9階委員会室（午前10時以降は7階選挙管理委員会事務局）
- 16 道議会議員被改選数（苫小牧市選挙区） 3
- 17 選挙運動に対する公費負担（道議）
- (1) 選挙運動用自動車の使用
 - (2) 選挙運動用自動車燃料の供給
 - (3) 選挙運動用自動車運転手の雇用
 - (4) 選挙運動用ビラの作成
 - (5) 選挙運動用ポスターの作成
 - (6) 選挙運動用通常葉書の無料交付

苫小牧市議会議員選挙 執行計画（案）

- 1 告示日 令和5年4月16日（日）
- 2 投票日 令和5年4月23日（日）
 - (1) 当日投票所 40箇所（小中学校23・町内会館8・その他9）
 - (2) 投票時間 午前7時から午後8時まで
- 3 開票日 令和5年4月23日（日）「即日開票」
 - (1) 開票所 苫小牧市総合体育館主競技場
 - (2) 開票開始 午後9時
- 4 選挙の種類 苫小牧市議会議員選挙
- 5 選挙権（下記の要件を満たす者）
 - (1) 日本国民で、年齢満18歳以上の者
 - (2) 本市に住所を有する者
 - (3) 本市の住民票が作成された日（転入届出をした者については転入届の日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に登録されている者
 - (4) 欠格事項（禁固以上の受刑者等）等に該当しない者

6 選挙人名簿

(1) 選挙時登録の要件等

種別	基準	苫小牧市議会議員選挙
年齢	選挙期日	平成17年4月24日以前に生まれた者
住所	告示日の前日	令和5年1月15日以前に転入届出をした者

7 期日前投票及び不在者投票

(1) 期日前及び不在者投票所

投票所	設置期間	実施時間
市役所2階談話室	4月17日(月)～4月22日(土)	午前8時30分～ 午後8時
のぞみコミュニティセンター 講習室		午前9時～午後8時
沼ノ端交流センター ミーティングルーム4		
豊川コミュニティセンター 集会室		
勇払出張所 会議室		
イオンモール苫小牧 2階臨時期日前投票所		

- (2) 不在者投票指定施設
ア 指定施設 45施設（病院22・老人ホーム等20・身障施設2・刑事施設1）
イ 不在者投票指定施設説明会
日時 令和5年3月20日(月) 午後2時
場所 苫小牧市労働福祉センター 多目的ホール
- 8 投票所入場券 令和5年4月11日(火) 発送(約100,000枚)
- 9 ポスター掲示場
(1) 設置数 253箇所
令和4年12月1日の定時登録における各投票区有権者数及び各投票区
の面積で積算。(令和4年7月執行参院選と同数)
(2) 区画数 区画
- 10 選挙公報
(1) 配布方法 業者委託により行う。
(2) 配布対象 選挙人名簿に登録された者の属する世帯
(市内全世帯の約90,000世帯に配布の予定)
(3) 委託期間 4月18日～4月21日
(法定配布期限は4月21日まで)
- 11 広報とまこまいによる啓発 3月号及び4月号に掲載予定
- 12 投開票事務従事者数
(1) 投票事務 約400人(投票管理者40人、投票立会人161人を除く。)
(2) 開票事務 約150人
- 13 立候補予定者説明会
(1) 日時 令和5年2月27日(月) 午後1時30分
(2) 場所 市民活動センター 多目的ホール
- 14 立候補届関係書類事前審査
(1) 日時 令和5年4月3日(月)～5日(水) 午前9時
(2) 場所 市役所9階委員会室
- 15 立候補届出受付
(1) 日時 令和5年4月16日(日) 午前8時30分～午後5時
(2) 場所 市役所11階市議会本会議場
(午前10時以降は7階選挙管理委員会事務局)
- 16 市議会議員被改選数(定数) 28

- 17 選挙運動に対する公費負担
- (1) 選挙運動用自動車の使用
 - (2) 選挙運動用自動車燃料の供給
 - (3) 選挙運動用自動車運転手の雇用
 - (4) 選挙運動用ビラの作成
 - (5) 選挙運動用ポスターの作成
 - (6) 選挙運動用通常葉書の無料交付

第20回統一地方選挙主要事務日程（案）

月	日	曜日	時 間	事 務 内 容	委員長	委員	
2	8	水	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○	
				統一地方選挙実施本部設置	○		
	14	火	10時00分	明るい選挙推進協議会役員会（市役所7階会議室）			
	20	月	9時00分	併任職員辞令交付式（市役所7階会議室）	○		
	27	月	13時30分	道議選挙及び市議選挙立候補予定者説明会（市民活動センター）		○	
3	1	水	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○	
	17	金	13時30分	投票事務従事者説明会（市役所11階市議会本会議場）		○	
	18	土	9時00分	道議選挙事前審査（市役所9階委員会室）			
	20	月	13時30分	不在者投票指定施設事務説明会（労働福祉センター）		○	
	22	水	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）/知事選挙時登録	○	○	
	23	木			【知事選挙告示日】		
			17時10分	知事選挙投票記載所の氏名掲載順序決定くじ（選挙管理委員会委員室）			
	24	金	8時30分	知事選挙 期日前・不在者投票開始（市役所2階談話室）			
	30	木	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）/道議選挙時登録	○	○	
			13時30分	報道機関へ投票・開票日程資料配布			
	31	金			【道議選挙告示日】		
			8時30分	道議選挙立候補受付順序決定くじ（＝ポスター掲示場掲示区画番号）	○		
			8時30分	道議選挙立候補受付・公費負担申請受付（市役所市役所9階委員会室）	○		
			17時10分	道議選挙における選挙公報掲載順序決定のくじ（選挙管理委員会）			
			17時15分	道議選挙における投票記載所の氏名等の掲載順序決定くじ（同）			
4	1	土	8時30分	道議選挙期日前及び不在者投票開始（市役所8時30分、外部施設9時）			
			13時30分	街頭啓発（イオンモール苫小牧、MEGAドンキホーテ）	△	△	
	3	月	9時00分	市議選挙事前審査（市役所9階委員会室）			
	4	火	9時00分	市議選挙事前審査（市役所9階委員会室）			
	5	水	9時00分	市議選挙事前審査（市役所9階委員会室）			
	6	木	17時10分	開票・選挙立会人決定のくじの実施（7階選挙管理委員会事務局）			
	9	日			【知事・道議選挙投票日・開票日】		
			8時30分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○	
			9時00分	投票所視察（市内投票所40箇所）	○	○	
			21時00分	選挙会（開票）開始（市総合体育館主競技場）	○	○	
				道議当選人の告示（選挙会終了後）			

第20回統一地方選挙主要事務日程（案）

月	日	曜日	時 間	事 務 内 容	委員長	委員		
4	15	土	9時00分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）/市議選挙時登録	○	○		
			10時30分	街頭啓発（イオンモール苫小牧、MEGAドンキホーテ）	△	△		
	16	日		【市議選挙告示日】				
			8時00分	市議選挙立候補受付順序決定くじ（＝ポスター掲示場掲示区画番号）	○			
			8時30分	市議選挙立候補受付・公費負担申請受付（市役所11階市議会本会議場）	○			
			17時10分	市議選挙における選挙公報掲載順序決定のくじ（選挙管理委員会）				
			17時30分	市議選挙における投票記載所の氏名等の掲載順序決定くじ（同）				
	17	月	8時30分	市議選挙期日前及び不在者投票開始（市役所8時30分、外部施設9時）				
	20	木	17時10分	選挙立会人決定のくじの実施（7階選挙管理委員会事務局）				
	23	日		【市議選挙投票日・開票日】				
			8時30分	選挙管理委員会開催（選挙管理委員会委員室）	○	○		
			9時00分	投票所視察（市内投票所40箇所）	○	○		
			21時00分	選挙会（開票）開始（市総合体育館主競技場）	○	○		
				市議選当選人の告示（選挙会終了後）				
24	月		道議選の効力に関する異議申し出期限					
25	火	13時30分	当選証書付与式（市役所11階市議会本会議場）	○	○			
28	金	9時00分	併任職員辞令交付式（市役所7階会議室）	○				
5	8	月		市議選の効力に関する異議申し出期限				